

## 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

### 第一 第六条第二項の改正規定の削除

第六条第二項の規定から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者であつて」との文言を削る改正を行わないこと。(第六条第二項関係)

### 第二 検討等

一 虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないようにするための検討に関する規定は、公布の日から施行すること。(改正法附則第一項関係)

二 検討等に関し、次の項目を追加すること。

- ① 臓器の摘出に係る脳死の判定についての厚生労働省令は、児童についての臓器の摘出に係る脳死の判定に関しては、児童の身体の特性に関する医学的知見を十分に踏まえて定められるものとする。
- ② 政府は、この法律による改正後の臓器の移植に関する法律（以下「新法」という。）の運用に当たっては、臓器の摘出に係る脳死の判定及び臓器の摘出に関する当該者、特に当該児童の思いをその者の家族又は遺族が尊重する等のこれらに関するその者の家族又は遺族の心情が十分に配慮されるとと

もに、遺族が臓器が摘出されることとなる者に寄り添う時間を求める等の遺族の心情が十分に配慮されるようにするものとする。

- ③ 政府は、臓器の摘出が遺族に心理的影響を及ぼした場合においてこれが緩和されるよう、当該遺族に対する適切な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 政府は、当分の間、新法による脳死の判定の状況及び新法による臓器の摘出の状況に関し検証を行い、その結果を遺族の同意を得た上で公表するものとする。
- ⑤ 新法による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(改正法附則第六項から第十項まで関係)